

反社チェックマニュアル



2022年12月22日作成



本マニュアルは、あくまで一般的なリスクチェックの流れを記載したものとなります。
その為、本内容の通りに対応したとしても、それが貴社のリスクチェックとして堅牢なものであると
いう保証をするものではありません。

あくまで参考程度にご確認いただくものという位置づけとなります。

リスクチェックを行うにあたり、詳細な判断基準につきましては、
貴社の業態・貴社業界に関わる法律等を総合的に判断し、決定していく必要がございます。

このマニュアルが、貴社の健全な運営のための一助となればと考えております。

一般的に、調査は一次調査と二次調査の流れで行います。
 一次調査は、HITする対象であるかの確認。二次調査は、その情報が確かなものであるか、
 調査対象者と同一であるかの調査を行うことになります。
 RiskAnalyzeで検索を行う場合、その業務の一部を削減することが可能です。

一般的な調査の流れと、RiskAnalyzeを使用した対応要否

調査フェーズ	調査概要	KYCコンサルティング
一次調査	新聞記事・官公庁の公開情報を検索	RiskAnalyze
	インターネット検索	RiskAnalyze
二次調査	同一性の確認	Consulting
	情報の十分性を確認	RiskAnalyze
	情報の信頼性を確認	RiskAnalyze
調査後対応	外部機関へ相談	Consulting
	継続監視	RiskAnalyze※

※モニタリング機能を2023年3月リリース予定

一般的な流れ

新聞記事・官公庁の公開情報を検索

企業名・人物名による検索を行い、該当した場合、二次調査を実施。

例)

上場企業の行政処分（金融関連、労働関連）、不正表示・偽装、法人税法違反、注意すべき具体例や事案を蓄積、直近事例を記載する。

インターネット検索

コンプラチェックに必要なキーワードを用いて、30件目相当までの検索結果を確認する。

例)

暴力団、反社会的勢力、マネー・ロンダリング、行政処分、インサイダー取引、逮捕、送検、捜査など

RiskAnalyze を使用した場合

「顧客検索」「会社検索」を行う。

調査対象に合わせて、RiskAnalyzeで検索を行います。

※海外検索で日本人の検索を行う場合は、日本語ではなくローマ字表記で検索することをお勧めいたします

「風評検索」を行う。

逮捕歴がない人物、処罰歴がない法人等はHITしない為、風評検索で暴力団/脱税等の噂はないか確認することをお勧めいたします。

※確定情報のみで判断したい場合は、この工程は不要です

NextStep

企業・人物の調査対象が該当した場合は二次調査へ。
該当なしの場合は、調査記録を保存して調査終了。

一般的な流れ

同一性の確認

該当情報が調査対象情報と同一かどうかを確認する。
同一性を判断し難い場合、「情報の十分性を確認」にて追加調査する。

情報の十分性を確認

同一性の確認が十分でない場合、再度インターネット検索を実施し、取得できた情報をキーワードとして同一性を確認する。

情報の信頼性を確認

情報十分性調査の際に該当情報があつた場合の信頼性を確認する。

例)

情報源の記載、報道日の日時、同じ事象について複数情報あり、等

RiskAnalyze を使用した場合

同一性の確認

顧客検索：

- ・対象者の「生年」と「顧客住所」より判断を行う。

会社検索：

- ・対象法人の「会社名」「電話番号」「会社住所」「備考」より判断を行う。

※元記事を確認したい場合、オプションで「新聞雑誌記事検索サービス」のご用意もご用意しております。

「風評検索」の結果について

風評検索は、基本的に「噂話」レベルの内容ではありますが、危機管理の側面からいうと「火のない所に煙は立たぬ」という見方をします。

その為、なぜそのような噂が立っているのかという背景も含めて、判断することをお勧めします。

NextStep

調査対象にリスクレベルを付与し、取引可否を判断し、
リスクレベルにより今後の対応を決定し、調査記録を保存して調査終了。

調査後、下記のようなケースが発生した場合の一般的な対応となります。

同一性や取引可否の判断が困難な場合

- ・外部機関へ相談する：弊社でもオプションとして請け負うことが可能です

※その場合は、調査対象に対する情報の詳細（生年、居住地等）が必要となります

過去調査済の対象に新しいリスク情報が確認された場合（報道、担当者からの伝達等）

- ・「二次調査」を再度実施し、判断を行う。

区分	定義概要	平均的な判断
暴力団	①暴対法第2条第2項に定める「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」 ②上記の主旨を鑑み、以下も「暴力団として定義」 ●過去暴力団の構成員だった者：暴対法を逃れるために暴力団を偽装脱退する者 ●右翼思想を掲げ、企業に圧力を掛け、不正に利益を得ようとする者 ●株主の権利を濫用し、不正に行使しようとする者	「反社」と判断される対象の為、基本的には取引不可とされる。
過激派	民主的な手段ではなく、暴力によって自らの理想を実現しようとするもの	
準暴力団	近年、暴対法によって活動を制限された暴力団に代わり、暴走族OBなど「半グレ」と呼ばれる集団が常習的に暴力行為を行うようになっている。 警視庁は、2013年3月7日付で暴走族OBを中心とする集団を新たに「準暴力団」と定義している。	
フロント企業	暴力団が、暴対法を逃れるために会社組織の形態をることによって隠れ蓑として、不正な利益の受け皿となっている企業	
密接交際者	暴力団との関係を誇示し、不当に利益を得ようとする者	
特殊犯罪	暴力的な手段を用いない組織化された集団が、違法な手段等により不正な利益を得ようとする集団および集団内の個人	取引等を行うのはリスクが高い対象である為、取引不可とされることが多い。
一般-3	暴力団や類似する組織及びその資金につながる恐れのある組織的行為者	
一般-98	上記に該当せず、その他リスクの可能性のある者	
一般-99		事件を起こしたのが何年前なのか、罪状等によって、法人ごとに取引可否の判断が分かれる対象。

区分	定義概要	平均的な判断
Sanction	国際経済制裁の対象となっている個人および組織	制裁対象国に金銭が流れる可能性が高いため、基本的には取引不可とされる。
Regulatory Enforcement	<ul style="list-style-type: none"> 金融規制およびその他の規制リスト 法規制の執行リスト 	行政指導に該当するため、取引する場合は慎重に判断する必要がある。
PEP	<ul style="list-style-type: none"> 重要な公的地位にある者（以下、PEPと表記） PEPの親族及びその関係者 国有企業（SOE） PEP関連事業および組織 	特定事業者の場合、警戒レベルを引き上げて対応をする必要がある。
Adverse Media	<ul style="list-style-type: none"> テロリズム 組織犯罪 人身売買 金融犯罪、詐欺 収賄、腐敗 サイバー犯罪 その他犯罪等と疑われる事案 	登録理由によって、法人ごとに対応が異なることが多い項目。



KYCコンサルティング株式会社 (KYCC)

Email : customer@kycc.co.jp

Tel : 03-6261-0360

HP : <https://www.kycc.co.jp>